

灯油の流出にご注意を

環境交通課

☎773・6666

寒くなると暖房器具などで灯油を取り扱う機会が増えることに伴い、灯油の流出事故が多発します。その多くは、ホームタンクからの給油中にその場を離れてしまうことが原因です。河川などに流出した油の回収・処理費用は、原因者の負担となります。灯油の流出にご注意ください。

流出事故を防ぐために

- ・給油中は、その場から離れず目を離さないようにしましょう。
- ・給油後は、ホームタンクのバルブを確実に閉めましょう。
- ・配管に破損や腐食がないか定期的に点検しましょう。

万が一に備えた対策

- ・防油堤（灯油があふれ出たときの受け皿）や自動停止する給油補助器具を設置しましょう。

流出してしまったら

- ・布きれや新聞紙などで灯油が水路に流れ出ないように処置してください。河川などへの流出を防ぐため、水では洗い流さないでください。
- ・速やかに市役所か消防署に通報してください。

消防本部 ☎782・9119

消防大和分署 ☎779・4600

健康・福祉



心身障害者扶養共済制度

岡福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

心身障害者扶養共済制度は、障がい者の保護者が加入者となり、一定期間に掛金を納めることで、万が一、加入者が死亡した場合や重度障がいを負った場合に、障がい者に終身の年金を支給する制度です。

掛金 1口につき月額9,300円

（23,300円）

※加入時の年齢で異なります。障がい者1人につき2口まで加入できます

年金支給額

1口につき月額2万円

加入者の要件（すべてに該当）

- ①障がい者を扶養する保護者
- ②加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満
- ③特別な疾病や障がいがない

障がい者の要件（いずれかに該当）

- ①知的障がい者
- ②身体障害者手帳1〜3級所持者
- ③精神か身体に①か②と同程度の永続的な障がいがあると認められる人

持

- ・福祉課で配布する申請書
- ・料金等口座振替依頼書
- ・加入者と障がい者の住民票
- ・加入者の告知書
- ・障がいの種類・程度を証明するもの（身体障害者手帳、療育手帳など）

障がい者タクシー利用券を交付しています

岡・福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

交付を希望する次の対象者は、申請してください。

- ☑市内に住所があり、身体障害者手帳（1〜4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持し、①か②に該当する人

- ①75歳以上で冬期間（12月〜翌年3月）に、自動車の運転ができない
- ②人工透析の治療者で体調不良のため、自動車の運転ができない

※人工透析等通院費助成の受給者と、自らの車の運転を行わず、既に交付を受けている人を除く

申請に必要なもの

前記の手帳（重複して所持する人はすべての手帳）

交付枚数

1人10枚（1枚あたり500円）

有効期限

交付された年度内

利用方法

タクシー会社を利用し、1回の乗車につき、料金総額の範囲内で6枚まで利用可。必ず手帳を提示してご乗車ください。

受付窓口

福祉課障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

NHK放送受信料減免の申請は郵送でも手続きできます

岡・福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

NHK放送受信料の減免申請は、NHKへ郵送して申請することができます。

免除手続きに必要な申請書などは、NHKウェブサイトから取得できます。

※減免には、全額免除と半額免除があります。申請に必要な書類など、詳しくは市報6月1日号をご覧ください。なるか、お問い合わせください

郵送に係る問合せ先

NHKふれあいセンター

☎0570・077・077

（受付：午前9時〜午後6時）